

裁 決 書

審 査 請 求 人

審 査 請 求 代 理 人

処 分 庁 和歌山市福祉事務所長

平成24年12月21日付けで提起された生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に関する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁の審査請求人に対する本件生活保護費返還決定処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が審査請求人（以下「請求人」という。）に対して平成24年10月29日付けでした生活保護費返還決定処分（以下「本件処分」という。）について、取消しの裁決を求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、次のとおりである。

処分庁は、平成 年 月 日に交通事故の被害者となった請求人に対し、この事故の加害者との示談による損害賠償金等について生活保護法第63条（以下「法第63条」という。）の適用を平成24年10月29日付けで行った。

請求人は、交通事故等第三者の加害行為により被害にあった場合に、法第63条に基づく返還請求の対象となる資力の発生時点について、本件処分は事故発生時点とし

ていることから、本件処分は違法であり、取消しを求めたものである。

第2 当庁の認定事実及び判断

1 認定事実

調査したところ、次の事実が認められた。

- (1) 請求人は、平成 年 月 日付けで、処分庁に法による保護申請を行い、処分庁は、同日付けで保護を開始したこと。
- (2) 処分庁は、平成22年9月24日に請求人の友人の妹から、 月 日に請求人が車と接触しすねを骨折し、同日 に入院したとの報告を受けたこと。
その時に、友人に対し慰謝料等の入金があれば、法第63条の対象となり、返還義務が生じることを説明していたこと。
- (3) 処分庁は、平成22年11月16日に、加害者の加入している保険会社の の担当者より入院費用についての相談を受け、事故に係る治療費について、生活保護のレセプトで対応し、後日過失割合分を相殺した医療費支払いが請求人に支給される場合は、法第63条を適用し費用返還することとしたこと。(審査庁が確認する限り、請求人に対し法第63条適用通知を交付されたことは確認できない。)
- (4) 請求人は、平成22年12月1日に から に転院したこと。
- (5) 処分庁は、平成23年6月17日の病院面接において、交通事故の損害賠償金を受領した場合返還する旨を書いた誓約書等を徴取及び交通事故の示談に関して進展があれば報告することや事故証明書の提出、退院後の介護サービス費用について保険会社から支給されるものなのか確認するよう指示していたこと。
- (6) 請求人は、平成 年 月 日に退院したこと。
- (7) 処分庁は、平成23年8月8日に請求人から通帳の写しの提出により保険会社から平成22年11月29日に 円、平成23年4月15日に 円、平成23年7月29日に 円の入金を確認したこと。
また、介護費用として支払っていた領収書が提出されていたこと。
- (8) 処分庁は、平成23年11月29日に請求人から平成23年11月28日に保険会社から請求人に支払われた保険金通知書写しの提出があり 円の入金を確認したこと。
- (9) 処分庁は、平成24年9月5日の面接において、請求人から同月4日保険会社から示談金 円を受領したとの報告を受けたこと。
- (10) 請求人は、上記(7)及び(8)の保険金 円のうち

円を介護料として知人に支払い介護を受けていたこと。

また、月63,000円で買い物、洗濯、掃除、病院の付き添い等を知人との間で契約を交わし、知人より815,900円の請求を受けていることから、介護料として同額を必要経費として認めて欲しい旨の申し出及び、交通事故の後遺症により通院交通費等の費用もかさんでおり、通院のための移動手段として原付の購入費用を必要経費として認めて欲しいとの申し出を処分庁にしていたこと。

(11) 処分庁は、請求人の申し出に対し、平成24年9月20日の面接において、介護料について、介護保険サービス利用が望ましかったこと及び、当初に相談なしに知人との口約束で結んだ契約であることから必要経費は認められないことを伝え、たうえで諸雑費として支払われた保険金全額を返還となる旨の説明を行った。

また、原付の購入についても、原付運転中の事故で壊れたものではないこと及び、請求人の身体状況を考慮すると原付の運転は危険でないかとの判断により、必要経費としては認めがたいとの見解を説明したこと。

(12) 請求人は、上記(11)の面接において、交通事故により障害が残ったにもかかわらずその慰謝料が全額返還となること、必要経費が認められないことに納得がいかないと処分庁に主張していたこと。

(13) 処分庁は、平成24年10月16日のケース診断会議により法第63条を適用する決定をし、平成24年10月29日付けで本件処分を行ったこと。

(14) 請求人に支払われた損害賠償額について、平成24年4月11日作成の損害賠償額計算書により、治療費 円、通院費 円、入院諸雑費 円、その他費用 円、傷害慰謝料 円の合計 円の過失割合分の相殺20%の 円及び後遺障害による慰謝料 円の合計 円が損害賠償額となっていたこと。

2 判断

(1) 法第63条によれば、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」とされている。

(2) 「改訂増補 生活保護法の解釈と運用 厚生省社会局保護課長 小山進次郎著」によれば、法第63条中「保護の実施機関の定める額」の解釈として、「全額を返還させることが不可能、或いは不適當である場合もあろうから、額の決定を被保護者の状況を知悉しうる保護の実施機関の裁量に委せたものである。」とされている。

「生活保護手帳別冊問答集2012」問13-6「費用返還と資力の発生時点」によれば、自動車事故等第三者の加害行為により被害のあった場合、加害行為の発生時点から被害者は損害賠償請求権を有することとなるので、原則として、加害行為の発生時点で資力の発生があったものと取り扱うこととなる。

しかしながら、ここにいう損害賠償請求権は単なる可能性のようなものでは足りず、それが客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点とすることが適当である。

自動車事故の場合は、被害者に対して自動車損害賠償保障法により保険金（強制保険）が支払われることが確実なため、事故発生の時点を資力の発生時点としてとらえることになる。

- (2) これを本件についてみると、前記認定事実(2)及び(3)において、処分庁は、交通事故発生日を資力の発生日として、法第63条を適用することとし、事故にかかる医療費については、生活保護法において立て替え払いを行い、示談成立後その医療費を法第63条において費用返還するという一方で、レセプト対応を行っている。

処分庁が確認する限り、慰謝料等の取扱いについて、請求人に対し法第63条の適用する説明はされておらず、前記認定事実(5)の平成23年6月17日の病院面接において、交通事故賠償金を受領した場合返還する旨を書いた誓約書等を徴取したとされる時点が請求人の返還金が生じることを知った日と考える。

しかし、法第63条の適用については、処分庁が請求人に資力があると確認できた時点で適用するものであり、請求人に対し説明を怠っていた事実はあるが、違法・不当な点は認められない。

次に、法第63条に係る資力の発生時期についてであるが、上記(1)のとおり、事故発生時点を資力の発生時期とすることは妥当であるが、保険会社が支払う損害賠償金の項目の中には、前記認定事実(14)において、後遺障害の慰謝料が含まれていること確認できる。後遺障害については、事故当時には予見不可能であったものであり、後遺障害が発生した日を資力発生日とすべきものであることから、後遺障害の慰謝料[]円については、加害者側の保険会社が後遺障害等級認定結果を通知した平成24年3月21日を資力の発生日と考えるべきであることから、前記認定事実(14)の賠償額から必要経費を控除した本件処分については違法な処分であるといわざるを得ない。

- (3) 以上のとおり、本件処分は、法第63条の適用については違法・不当な点はないが、返還決定にかかる手続き上の瑕疵があると認められるため、違法な処分であるといえる。

3 以上のとおり、請求人の本件審査請求には理由があるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成25年 4月 1日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

